

(特記仕様書の記載内容：令和3年4月1日以降起工)

情報共有システム

- 1 本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム（以下「システム」という）運用の対象である。
全ての工事において、システムを活用する。
ただし、特段の理由等がある場合は、書面（紙）で活用できない理由を明記し、受発注者間の協議を行った上で活用の有無を決定する。
また、活用にあたっては「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」及び国土交通省の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。
- 2 システムを活用することとした工事では、提出書類の処理〔作成、提出、確認、決裁〕をシステムにて行い、紙に出力しての処理（提出等）は不要とする。
- 3 システムを活用する対象書類は、福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に示す「工事帳票」のうち、当該工事で作成する書類の中から受発注者間の協議にて選択する。（※別紙参照）
さらに、工事打合せ簿、確認書のそれぞれについては、取り扱う案件（内容）ごとに各書類の処理をシステムで行うか否かを、受発注者間の協議で選択できる。（協議を行う際は、福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】の「事前協議チェックシート 兼 納品方法及び検査方法の確認書（土木工事用）」等を用いる）
なお、書類の整理、情報の共有、紛失防止等から紙決裁した書類については、決裁後、情報共有システムに登録することができる。（システムの決裁は不要）
- 4 システムを活用した書類の納品は、当該データを格納した電子媒体（CD、DVD等）を提出することとし、紙に出力して提出する必要はない。
竣工検査は、電子検査を実施し、竣工検査（机上検査）における上記書類の提示等は、PC画面やモニター等を用いて行うこととする。
なお、特別の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行った上で紙に出力して納品、検査に対応することができる。

- 5 受注者は、本工事で使用するシステムを選定の上、システム名等を明記した書面をもって発注者と協議し承諾を得なければならない。なお、使用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」（国土技術政策総合研究所）を満たすものとする。
- 6 受注者及び発注者が使用するシステムのサービス提供者（以下「システム提供者等」という）との契約は、受注者が行うものとし、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やシステムを使用する対象者等については、発注者と協議の上決定する。
- 7 受注者は、システム提供者等と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨。
 - ② システム提供者等が善良なる管理者の注意を持ってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに発注者及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨。
 - ③ ②の場合において、システム提供者等に重大な管理瑕疵があると発注者もしくは受注者が判断した場合、または復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はシステム提供者等と協議の上、システムの利用を停止することができる旨。
- 8 情報共有システムに係る費用は共通仮設費（技術管理費）の率分に含まれる。費用とはシステムへの登録料及び使用料である。
- 9 システムの利用についてはコミュニケーションを円滑にするものであり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱や要領等を変更するものではない。
- 10 受注者は、発注者から効果や課題等を把握、検証するためアンケート等を求められた場合、協力するものとする。

【別紙】 情報共有システムの対象書類

○システムを活用して各処理(作成、提出、確認、決裁)を行う対象書類を下表から選択すること。

(本表は「福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」のP18,19に示す「工事帳票」の一覧に基づき作成したもの)

| | 書類 | | 様式名 | 提出を規定するもの | 情報共有システムにおける「作成」、「提出」の扱い | |
|----|--------------------------|----------|-----------|-------------------|---------------------------|---|
| | 名称 | 分類 | | | (書類の)作成 | (書類の)提出 |
| 1 | 工事打合せ簿 | 【鑑】 | 第10号様式 | 福島県工事請負契約約款 | できる | 作成後、添付書類とともに提出する |
| | | 【内容説明資料】 | — | | できない (情報共有システム以外で作成する) | 工事打合せ簿【鑑】の「添付資料」として提出する |
| 2 | 確認書 (確認・立会) | 【鑑】 | 第8号様式 | 福島県工事請負契約約款 | できる | 作成後、添付書類とともに提出する |
| | | 【内容説明資料】 | — | | できない (情報共有システム以外で作成する) | 確認書(確認・立会)【鑑】の「添付資料」として提出する |
| 3 | 工事履行報告書 | 【鑑】 | 第8号様式その3 | 福島県工事請負契約約款 | できる | 作成後、添付書類とともに提出する |
| | | 【内容説明資料】 | — | | できない (情報共有システム以外で作成する) | 工事履行報告書【鑑】の「添付資料」として提出する |
| 4 | 施工計画書 (変更含む) | | — | 共通仕様書 (福島県土木部) | できない (情報共有システム以外で作成する) | 「添付資料」として提出する (鑑は工事打合せ簿【鑑】を利用する) |
| 5 | 出来形管理資料 <※1> | | 第51～52号様式 | 共通仕様書 (福島県土木部) | | |
| 6 | 品質管理資料 <※1> | | 第53～93号様式 | 共通仕様書 (福島県土木部) | | |
| 7 | 再生資源利用実施書 <※1> | | 様式1 | 共通仕様書 (福島県土木部) | | |
| 8 | 再生資源利用促進実施書 <※1> | | 様式2 | 共通仕様書 (福島県土木部) | | |
| 9 | 社内検査結果資料 <※1> | | — | 共通仕様書 (福島県土木部) | できない (情報共有システム以外で作成する) | 「添付資料」として提出する (鑑は確認書【鑑】、工事打合せ簿【鑑】のいずれかを利用する) |
| 10 | 工事材料確認申請書 | | 第12号様式 | 福島県工事請負契約約款 | できない (情報共有システム以外で作成する) | 「添付資料」として提出する (鑑は工事打合せ簿【鑑】を利用する) |
| 11 | 施工体制台帳及び添付資料(写し) | | 参考様式第3号 | 福島県元請・下請関係適正化指導要綱 | | |
| 12 | 事故発生報告書 | | 様式2-3号 | 福島県元請・下請関係適正化指導要綱 | | |
| 13 | 産業廃棄物管理票(写し) | | — | 共通仕様書(福島県土木部) | | |
| 14 | その他 (協議により提出必要となった資料) | | — | — | | |

※1 工事施工中などに、これらの資料を提出する場合において情報共有システムを活用するケース。
(情報共有システムを活用せずに、これらの書類を工事完成時に竣工書類一式として提出する場合、当該電子データについては受発注者間の協議を行い、「情報共有システムで提出済みの他の資料を格納する電子媒体」に一緒に格納して提出することができる。)